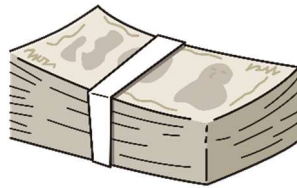


けん さいていきゅうりょう えん かいせい 県の最低給料が「1,034円」に改正

けんない かいしゃ はたら 全ての労働者(パート・アルバイト等含む)に 適用される

しずおかけんさいていちんぎん かいせい がつ にち じかんがく えん
「静岡県最低賃金」が改正され 10月1日から「時間額1.034円」と なりました。



といあわ しずおかろうどうきょくちんぎんしつ
問合せ 静岡労働局賃金室 ☎ 254-6315

たんとう しょうぎょうろうせい か
担当 商業労政課 ☎ 354-2430



しずおかしこくさいこうりゅうか にほんご
静岡市国際交流課が やさしい日本語にしました